

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社「(仮称)上ノ国湯ノ岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和7年4月2日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)上ノ国湯ノ岱風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、上磯郡木古内町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大49,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年9月10日
住民意見の概要等受理	令和6年11月29日
北海道知事意見受理	令和6年12月16日
経済産業大臣勧告発出	令和7年4月2日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、木全  
電話03-3501-1742（直通）

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社「(仮称) 上ノ国湯ノ岱風力発電事業  
に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺では、既設風力発電所及び環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、一部区域が重複していることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定及び調査手法等に関して事業者間で十分な協議、調整を行うとともに、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査にあたっては、改変区域においてがけ崩れ箇所が確認されているほか、同区域からの土砂の流出及び濁水等による影響が懸念されることから、これら現地の状況及び局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅が存在していることから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 動植物の調査範囲及び踏査ルートについては、がけ崩れ箇所、土地改変及び樹木の伐採を予定する場所を踏まえて、適切に設定すること。
5. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
6. 対象事業実施区域及びその周辺は、コヤマコウモリ等の希少なコウモリ類及びクマタカ等の希少な鳥類の生息に関する情報が得られているほか、ノスリ及び夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、次の事項について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

と。

- ・希少なコウモリ類及び鳥類等の生息
- ・バットストライク及びバードストライク
- ・移動経路の阻害等への影響

7. 生態系の注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。

8. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、哺乳類及び鳥類等が営巣又はねぐら等に利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)